さいたま桜高等学園

# 進路だより

令和７年１０月３１日（金）第８号

## 「法定雇用率」

今回は、障害のある方の就労を進める上で重要になる「法定雇用率」について紹介します。「法定雇用率」とは、企業や行政等の事業主が、一定の割合で障害のある方を雇用することを義務づける制度です。これは、障害のある方が社員の一員として働く機会を得られるよう、国が定めているルールです。障害のある方が働きたいと思った時に、その意欲や能力を発揮できるよう、職場での多様性や共生社会の実現を目的としています。

ここ数年、この割合が上がっており、現在の民間企業における法定雇用率は**「2.5%」**となり、従業員40人以上の企業には、原則として１人以上の障害者雇用が義務付けられています。今後はさらに段階的に引き上げが予定されています。

法定雇用率の制度があることにより、企業での就職のチャンスが広がっています。とはいえ、雇用の「枠」があるだけで、「働くこと」が簡単になるわけではありません。企業が求めるのは、**“職場の一員として、基本的なルールを守りながら働き、安心して仕事を任せられる人です。”** 特別なスキルよりも、「毎日きちんと出勤できる」「あいさつや報告ができる」といった基本的な姿勢が重視されています。

学校生活の中で、健康な生活を送ること、時間を守ること、人と協力して活動できること、必要なコミュニケーションを取れること・・・等を身につけていくことが、将来の就労に大きくつながります。引き続き、ご家庭と連携しながら、一人一人の適性就労に向けて支援していきたいと思います。

**今年も埼玉県の最低賃金（時給）が引き上げられます!!**

**１１月１日からは、￥１，１４１円となります!!（63円上昇）**